

セーフティネット保証等認定申請 郵送用チェックシート 個人事業者用

- ・郵送での受付対応期間中は、このチェックシートを同封して郵送してください。
- ・事前に、申込資格を満たしていることを改めてご確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対応特別貸付に関する申込書も同封いただけます。この場合に限り、申込みと認定申請とで重複する添付書類については、それぞれ個別に添付する必要はございません（1部でよい）。
- ・郵送いただいた添付書類はご返却できません。税理士の印のある比較表等を除きコピーをお送りください。
- ・郵送いただいた申込は順次事務処理を行います。受付の状況や不備等により遅延することがあります。
- ・このチェック内容のほかにも確認する事項がありますので、あっせんできない場合があります。

新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の申込書の同封（有・無）

※がある個所はNoであってもよい場合があります。

項	チェック内容	Yes	No
認定申請書の記入 ※消せるインクは使用しないこと			
※5号認定については以下5～の記入内容が異なります。			
1	住所に、主たる事業所の所在地を記入する		/
2	事業所名に、主たる事業所の名称を記入する		/
3	氏名に、事業主の氏名を記入する		/
4	押印する(認印可、スタンプ印不可)		/
5	事業開始年月日に、区内で開業(移転)した年月日を記入する		/
6	Aに、申請前月の売上額を記入する		※
7	Bに、Aの前年同月の売上額を記入する		※
8	減少率に、減少額のBに対する率を記入する(小数点第2位以下切り捨て)		/
	減少率が、5%(5号認定)、15%(危機関連保証)、20%以上(4号認定)である		/
9	Cに、申請月および申請翌月の売上見込額の合計を記入する		※
10	Dに、Cの前年同月(2か月合計)の売上額を記入する		※
11	減少率に、減少額のB+Dに対する率を記入する(小数点第2位以下切り捨て)		/
	減少率が、5%(5号認定)、15%(危機関連保証)、20%以上(4号認定)である		/
12	売上減少等の理由を記入する		/
13	訂正箇所については、二重線で取り消しのうえ訂正印を押印する		/
添付書類のチェック			
1	確定申告書・決算書 2期分		
	確定申告書(第1表)に税務署または青色申告会等の受付印(「電子申告」を除く)があるか、または電子申告の「メール詳細」がある		※
	直近の確定申告およびその前期の確定申告である		/
	住所・氏名、屋号などが申込書と一致する(申告後移転した場合は、その旨を欄外に記入)		/
	事業所の所在地が区内である		/
	青色申告決算書または決算の内訳書等の添付がある		/
2	事業にかかる必要な許可・認可・届出等が確認できるもの(飲食店や理美容業、医業、建設業など)		
	発行権限者の印または受領印等があり、有期の場合は失効していない		/
	全事業に関する全許可・認可・届出等がある		/
	許可等の対象者、主たる事業所にかかる許可等の対象事業所が申込書の内容と一致する		※
3	主たる事業所の所在地が分かるもの(決算書や許認可証等に区内事業所の記入がないとき)		
	事業の所在地が分かるホームページ、事業概要、契約書など		※

4	認定申請書に記入したA・BおよびDの売上額等が客観的に確認できる、帳簿・試算表・税理士がその職責において証明した資料等 ※5号認定については、A・B等に記入した売上額の実績を客観的に確認できる同資料等。		
	青色申告書「月別売上(収入金額)及び仕入金額」の記載があるとき、証明資料と一致する (税理士の証明する資料の場合)		
	「税理士〇〇〇〇私印」の署名捺印がある原本である		
	認定申請書に記入したA・BおよびDの額などについて、売上額等の記載がある		
	(会計ソフトで作成された試算表・売上表・売上推移表等、または総勘定元帳の場合)		
	認定申請書に記入したA・BおよびDの額などについて、売上額等の記載がある		
	(売上額のほか売上明細等が記載された帳簿の場合)		
	日々の売上内訳や仕入内訳等の記載がある		
	認定申請書に記入したA・BおよびDの額などについて、売上額等の記載がある		
	(売上額のみ記載された帳簿等の場合)		
	売上額の元資料となったレシート、伝票、日計表等の添付がある		※
	前年度分の帳簿の売上額が決算書の額と一致する		※
	認定申請書に記入したA・BおよびDなどの売上額等にかかる記載がある		

事業者名・住所

連絡先 _____

郵送先

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 ココネリ4F 練馬区経済課融資係 (☎03-5984-2673)